

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第76回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和4年3月9日（水）午前9時58分から午前10時36分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）平木正洋

（委員）片山直也、久木元伸、平沢郁子、堀内成子

（庶務）東京高裁総務課長塚田智大、東京高裁総務課課長補佐布留川真紀、  
東京高裁総務課専門官上村俊明

（説明者）東京高裁事務局長和波宏典

4 議題

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議  
結果等について

(2) 協議

ア 第102回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、令和3年12月3日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

## (2) 協議

ア 第102回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月21日に開催された指名諮問委員会においては、令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について協議されたこと、また、複数の弁護士会において、会員に対する情報受付の周知について事務遅滞があったこと及び地域委員会の依頼の趣旨と異なる周知方法を行っていたことが報告され、事務遅滞については、各地域委員会から管内の弁護士会に対して注意喚起を行うことを、各地域委員会に対して依頼すること、周知方法については、当該弁護士会において行われていた周知方法が地域委員会からの依頼の趣旨に沿わないものであり、事柄の性質にかんがみて不適切であったことを同委員会において確認されたことが報告された。

イ 令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、令和4年下半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙1及び2の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月13日（金）までとすることとされた。

また、弁護士会に対して、別途別紙3の書面を、別紙2の書面とは別の郵便で送付する方法により注意喚起を行うこととされた。

## (3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、6月6日（月）午前10時00分より開催することとされた。

以 上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第76回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

令和4年3月7日（月）午後1時33分から午後2時10分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）小山太士、団藤丈士、三木恵美子

（庶務）東京高裁総務課長塚田智大、東京高裁総務課課長補佐布留川真紀

（説明者）東京高裁事務局長和波宏典

4 議題

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

(2) 協議

ア 第102回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

イ 令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告

された。

イ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、令和3年12月3日に開催された同委員会における審議結果の概要が報告された。

## (2) 協議

ア 第102回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月21日に開催された指名諮問委員会においては、令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について協議されたこと、また、複数の弁護士会において、会員に対する情報受付の周知について事務遅滞があったこと及び地域委員会の依頼の趣旨と異なる周知方法を行っていたことが報告され、事務遅滞については、各地域委員会から管内の弁護士会に対して注意喚起を行うことを、各地域委員会に対して依頼すること、周知方法については、当該弁護士会において行われていた周知方法が地域委員会からの依頼の趣旨に沿わないものであり、事柄の性質にかんがみて不適切であったことを同委員会において確認されたことが報告された。

イ 令和4年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、令和4年下半期の再任（判事任命）候補者について説明があり、協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙1及び2の書式により、これまでと同様、対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされ、情報の受付期限については、5月13日（金）までとすることとされた。

また、弁護士会に対して、別途別紙3の書面を、別紙2の書面とは別の郵便で送付する方法により注意喚起を行うこととされた。

## (3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事

任命) 候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされ、5月30日(月)  
午前10時00分より開催することとされた。

以 上

(別紙1)

令和4年3月〇日

東京高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 平 木 正 洋

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和4年下半期（令和4年10月から令和5年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴庁に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年〇月〇日（〇）まで**

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響，プライバシーへの配慮，適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと，検察庁として所属する検察官からの情報を取りまとめることは相当ではないので，所属の検察官からの情報提供は，各検察官から直接，当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお，情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう，改めて注意喚起をお願いしたい。



(別紙2)

令和4年3月〇日

〇〇弁護士会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 平 木 正 洋

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

令和4年下半期（令和4年10月から令和5年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者のうち、当地域委員会が貴会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

**令和4年〇月〇日（〇）まで**

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生

じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的内容をもって行っていただくよう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請がされているところであり、中でも、段階評価を含む情報の提供がなお散見されるので、併せて御配慮をお願いしたい。

おって、情報の提供に関する期限が確実に遵守されるよう、改めて注意喚起をお願いしたい。

(別紙3)

令和4年3月 日

〇〇弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 平 木 正 洋

弁護士会内における再任（判事任命）候補者に関する周知等  
について（事務連絡）

裁判所法第40条第1項の規定により指名することの適否について諮問がされた再任（判事任命）候補者に関しましては、その旨を貴会に通知し、情報の周知あるいは重点審議者に関しては情報の提供の依頼を行っているところですが、今般、複数の弁護士会において、地域委員会から周知依頼文書を受領した後、当該弁護士会内における周知の事務を失念し、遅滞したという事態が明らかになりました。

指名諮問委員会は、最高裁判所の諮問に応じ、情報収集をし、下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名することの適否や指名に関する事項を審議し、最高裁判所に意見を述べることを所掌しており、その下部組織である地域委員会が行った情報収集の結果等に基づき審議しています。裁判官の任命に関するプロセスにおいては、地域委員会からの依頼に基づき、弁護士会において遅滞なく適正に周知等の事務が行われることが極めて重要であることは、多言を要しないことであると考えられます。

また、前記の事務遅滞に至る経緯においては、地域委員会の庶務が、当該弁護士会に対して、単に周知依頼文書を送付するだけではなく、送付後に電話をし、同文書の受領の事実を確認した上で、同弁護士会において事務手続を進めてもらうよう口頭でも念押しをしていたことが分かっており、それにもかかわらず、上記の事態

が発生してしまったということは、極めて重大なことであると言わざるを得ません。

したがって、この機会に、念のため、弁護士会内における周知等の事務の重要性を改めてご理解いただきますよう、お伝えするとともに、今後とも当該事務が速やかに行われるよう、改めて、事務処理態勢をご確認いただくなど、ご配慮をよろしくお願いいたします。